

公共施設(有料公園)の使用料金改正について (お知らせ)

概 要

公共施設の維持管理・運営に要する経費の増加等を踏まえ、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するとともに、将来にわたり安定した施設サービスを提供するため、施設使用料の一部を改定いたします。

あわせて、市民利用との均衡を踏まえた市外料金等を新設いたします。

(注) 附属備品使用料等についても改定となります。詳しい改定料金については、ホームページ等で準備ができ次第掲示させていただきます。

改 定 時 期

令和9年(2027年) 4月1日(木曜日)

対 象 施 設

八幡市民体育館	アリーナ、フリースペース、会議室、トレーニングルーム
八幡市民スポーツ公園	多目的広場(ナイター照明料金含む)、テニスコート(ナイター照明料金含む)、壁打ちコート、クラブハウス(会議室)
くすのき近隣公園	軟式野球場、テニスコート
さつき近隣公園	多目的広場、テニスコート、市民プール
かわきた自然運動公園	多目的広場
川口市民公園	多目的広場
馬場市民公園	多目的広場
男山レクリエーションセンター	スケートボードパーク、多目的コート(テニスコート仕様・フットサルコート仕様・ナイター照明料金含む)、キャビン、ロッジ、ミーティングルーム、テント設営場、炊事場、食事場、営火場
さくら近隣公園	さくら近隣公園子供動物園

指定管理者：(公財)八幡市公園施設事業団